

令和7年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年2月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第2回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員17名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉（欠席）	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹（欠席）
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員13名】

21番 高良 悟	23番 田邊 由紀嗣	24番 井上 美津子
25番 大内田 豊年	26番 安陪 廣重	30番 小林 繁隆
31番 鬼塚 清明	32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美
34番 篠原 新二	35番 平井 豊子	36番 石井 仁美
38番 矢野 一彦		

（※21番・23番・31番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出（200㎡未満の農業用施設）について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員
事務局長 日野 清 宝
事務吏員 渡 辺 晃

事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金 子 明
農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）13名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に15番田中委員、16内田委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

11ページまで64件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から64番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

12ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出（200㎡未満の
農業用施設）について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1号について、担当委員の説明を求めます。

10番森高委員。

10番挙手

議 長 10番森高委員。

10番 （森高委員）報告番号1番について説明致します。転用者、申請土地、転用の理由及び転用
の目的については、記載のとおりです。イチゴ農家です。給水が必要であり、農地、田の一
部を埋めて、苗床置場にしたいということです。現在工事は終わっています。別段問題はあ
りません。参考事項として、苗床置場20m×9.5mです。用途区分は農用地区域内、農
地の区分は、農用地区域内農地です。以上報告致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

36番 （石井委員）ありません。

議 長 報告番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、報告第 2 号を終わります。13 ページをお開きください。次に、議案第 1 号「農
 用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手

議 長 事務局。
 事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
 農業振興課（森田）挙手

議 長 農業振興課。
 農業振興課 （森田）詳細について説明
 14 ページをお願いします。利用権設定の内訳ということで、新規の分をご覧ください。2
 77, 187.91㎡になっており、今回設定される面積になっております。中途解約が1
 98, 574㎡になります。それに対して、新規の分の数字が上回っておりますので、市全
 体の面積としては、若干貸し借りの面積が増えた状態になっております。15 ページをお願
 いします。こちらが、利用権設定期間別の明細表となります。貸し借りがあった地域のみ記
 載しております。全体面積の約 7 割が 10 年間の貸し借りとなっており、設定されています。
 説明は以上です。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。
 16 ページをお開き下さい。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）に
 ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明
 をお願いします。
 事務局挙手

議 長 事務局。
 事務局 （岩切）議案朗読をもって説明
 審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いい
 いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 9 番空閑委
 員、24 番井上委員を指名いたします。
 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手

議 長 事務局。
 事務局 （岩切）審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いい
 いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 14 番山
 内委員、29 番小島委員を指名いたします。次に、審議番号 3 番について、事務局の説明
 を求めます。

事務局 （岩切）審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いい
 いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 3 番について、担当地区委員の 13 番林
 委員、32 番岩下委員を指名いたします。次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を
 求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 4 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 4 番について、担当地区委員の 1 2 番水上委員、2 8 番山崎委員を指名いたします。
審議番号 1 番から 4 番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番から 4 番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。
1 7 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (川波) 朗読をもって説明
2 0 ページまで 1 0 件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。1 4 番山内委員。
1 4 番挙手
議 長 1 4 番山内委員。
1 4 番 (山内委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地及び契約については記載のとおりです。申請土地はブドウ畑になっております。申請の理由として、譲渡人は、高齢で、体調が悪く後継者もいないため離農したいということです。また、譲受人は、3 5 歳の新規就農者であり、知人から紹介を受け、ブドウ栽培に興味を持ち、経営したくなったということです。2 月 5 日に新規就農面談を実施し、就農者より営農計画について説明を受けました。譲受人は、大変努力家で、譲渡人の指導を受けております。今後も、譲渡人の指導を頂き、頑張っていきたいということです。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
3 0 番 (小林委員) ありません。
議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可いたします。
次に、審議番号 2 番について担当委員の説明を求めます。2 4 番井上委員。
2 4 番挙手
議 長 2 4 番井上委員。
2 4 番 (井上委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、酪農をしています。譲渡人は、高齢により離農するということで売買となったようです。譲受人は家族で酪農をされています。申請地は野菜をつくりたいということです。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番2番は許可といたします。次の審議番号3番から6番については、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長に交代致します。

副会長 議長を交代しました。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約は記載の通りです。譲受人は新規就農ということになっていますが、申請農地179㎡の他に宅地があり家を建てるということです。申請地で自家用野菜の栽培をしたいということです。譲渡人は住まいが離れていますので、売買するということになっていきます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大で、譲渡人は相手方の要望となっておりますが、住まいが遠方で、耕作できないとのことで、譲受人に相談し、売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人が購入されますが、この方は毎月毎月農地の3条申請をされています。権利移転の理由ですが、譲受人は規模拡大です。上の段の譲渡人は規模縮小です。譲受人は以前から、この土地を譲受人が耕作してありました。下の段の譲渡人は農業をしていないためということで、売買が整っています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番５番は許可といたします。次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

議 長 １９番挙手

議 長 １９番樋口委員。

１９番 （樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、新規就農です。自家用野菜を栽培したいということです。新規就農でありますので、面談を実施しています。申請農地と宅地があります。宅地を購入してあり、付属している農地であります。譲渡人は離農ということです。譲受人は、農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

３４番 （篠原委員）ありません。

副会長 審議番号６番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番６番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。

議 長 議長を交代しました。

次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。

議 長 １５番挙手

議 長 １５番田中委員。

１５番 （田中委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は新規就農ということですが、現在●●●市におられ、実家があります。毎月一回は、様子を見に帰ってこられている状況であります。譲渡人は、高齢で耕作できないということで、譲受人の方に贈与ということになっています。譲受人は、自家用野菜をつくるそうです。農地から実家まで１００ｍはありませんので、就農は可能だと思っております。譲受人は、農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号７番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番７番は許可といたします。次に審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。

議 長 １１番挙手

議 長 １１番江藤委員。

１１番 （江藤委員）審議番号８番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、譲渡人より依頼を受け、長年申請土地を管理しておりました。今回譲渡人が高齢で、耕作可能な後継者もないことから、譲渡人の要望により、贈与するものです。当該申請土地は、昨年１０月の定例会で審議承認されました農地の隣接地であり、農地利用の効率化にもなり、権利移転に問題はありません。譲受人は、農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

２３番 （田邊委員）ありません。

議 長 審議番号８番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 8 番は許可といたします。次に、審議番号 9 番について担当委員の
説明を求めます。2 番師岡委員。
2 番挙手
議 長 2 番師岡委員。
2 番 (師岡委員) 審議番号 9 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地は、契約につ
いては議案書記載のとおりです。申請理由と致しましては、譲渡人は高齢のため、耕作でき
ないということで、譲受人にあっては、自宅前の畑ということで、非常に便利がいいという
ことです。自分で野菜をつくるということです。特に問題はないと思われます。譲受人は、
農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。
3 8 番 (矢野委員) ありません。
議 長 審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 9 番については許可といたします。次に、審議番号 10 番について
担当委員の説明を求めます。10 番森高委員。
10 番挙手
議 長 10 番森高委員。
10 番 (森高委員) 審議番号 10 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地は、記載の
通りです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大です。譲渡人は規模縮小と農業をしていな
いためです。譲受人は、●●●の方で、昨年 9 月の定例会で、家と一緒に畑を購入された方
で、今のところ管理をされており、問題はありません。今度の購入は、柿畑であり、消毒等
念を押して、周囲に迷惑をかけないように了承をもらっております。譲受人は、農地法第 3
条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。
3 6 番 (石井委員) ありません。
議 長 審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 10 番については許可といたします。
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14 時 40 分まで休憩します。

14 時 27 分休憩
14 時 47 分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。21 ページをお開きください。次に、議案第 4
号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1 件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明はおわりました。審議番号 1 番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代致します。

副会長 議長を交代しました。次に、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。19 番樋口委員。

19 番挙手

副会長 19 番樋口委員。

19 番 (樋口委員) 審議番号 1 番を説明致します。転用者・申請土地・転用目的は議案書記載のとおりです。転用者は、朝倉の●●地区で、2ha ほど野菜をつくっているそうです。農機具や道具類を申請地において保管をするため農業用倉庫を建てるようです。農業用倉庫を建てる前に、昨年末から造成を始めていましたので、申請をするように指導をしましたところ、工事をストップさせて、申請し許可ができるまで、工事は中止するというものであります。始末書添付の必要があり、現在作成中です。農地の区分は第 2 種農地です。用途区分は、農用地区域外になっています。農地法の運用は、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

3 番挙手

副会長 3 番星野委員。

3 番 (星野委員) 今お話がありましたが、他にも農地は持っておられますか。

19 番 (樋口委員) 農地を所有しているか、借りてあるかはわかりませんが、2ha ほど大角地区で野菜をつくっているそうです。

3 番 (星野委員) 農業用機械の増加に伴いと、議案書に記載がありましたので、かなり大規模に耕作してあるのかなと思いました。

19 番 (樋口委員) 農業用機械が多くなったので、申請地の農業用倉庫に機械を置くそうです。

2 番 (師岡委員) 外国の方が農地法 3 条で、大角地区の土地は、競売で買ってあったと思います。永住権の件がよくわからない。現在、外国人が土地をどんどん買っている。永住資格等持っていないと売買ができない等基本的なことをお聞きしたいのですがどうなっていますか。

副会長 事務局から答えさせます。

事務局 (川波) 規定されておりまして、通達が来ている資格などを持っているか、入国管理局に申請者の資格は、農地所有できるか等申請者に確認してもらったうえで、申請書を受理しています。あと、外国人だから日本人だからということではなく、農地法第 3 条第 2 項に該当するかを皆様にご審議頂き、結果が出ている次第です。

副会長 今の説明でよろしいですか。

2 番 (師岡委員) よくわかりません。

19 番 (樋口委員) この土地も競売で購入した土地です。

副会長 競売で買えたということは、資格があったのではないですか。

事務局 (松尾) 外国籍の方が農地を買われる場合は、基本的に永住権があれば買えます。長期の在留資格者、就労ビザで来られている方、就労ビザで来られている方は、日本で何が出来るかという資格があります。その農業ができる方であれば、3 条で農地を買えることになります。以前の例を説明しますと、宣教師をしている方は、入国管理局に確認してもらって、農地は買えないとの例もありましたので、資格を確認して、3 条の受付をし、議案としてあげております。資格があれば、外国籍の方といっても、特別にどうこうではありません。転用者は、朝倉市内では 2ha 耕作していますが、現在久留米市にお住まいで、朝倉から久留米にかけて耕作しているのが現状であります。

副会長 暫時休憩します。

15時03分休憩

15時07分再開

- 副会長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。議長を会長と交代致します。
- 議長 議長を交代しました。22ページをお開き下さい。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (渡辺)事務局説明。2件です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。
24番井上委員。
24番挙手
- 24番 (井上委員) 審議番号1番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は贈与です。転用目的は、自己用住宅です。転用の理由は、現在借家住まいのため、母の土地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地(集落接続)に該当します。農地の区分は、第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 排水関係を説明してください。
- 事務局 (渡辺) 雨水は、申請農地の北側にある水路に接続します。生活排水は、下水道接続になっています。給水は井戸水になっています。
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番鳥巢委員。
5番挙手
- 議長 5番鳥巢委員。
5番 (鳥巢委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的として、工事現場事務所、一時転用です。転用の理由は、佐田川災害関連工事のため、一時的に工事現場事務所を設置するものです。参考事項として、期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までです。申請土地は、以前も現場事務所が建ってありました。農地法の運用は、農用地区域内にある農地(一時転用)に該当します。用途区分と致しまして、農用地区域内。農地の区分は、農用地区域内農地です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。
- 26番 (安陪委員) ありません。
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
23ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)につ

いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

（岩切）議案朗読をもって説明。審議番号１番から７番については、推進機構からの買い入れとなります。以上、審議番号１番から７番までの案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号１番から７番について質問や意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号１番から７番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第６号は承認とし、市長に通知いたします。２５ページをお開き下さい。次に、議案第７号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

（渡辺）議案朗読をもって説明

議 長

次に、農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長

農業振興課。

農業振興課

（金子）２６ページをご覧ください。農用地利用計画変更申出一覧表になります。今回２件ございます。案件につきましては、農用地区域の編入になります。今回は、農業振興地域に編入する案件になっています。こちらは、市として、この２件分を処理させてもらおうと思っていますので、意見をお伺いするものです。番号１になります。申請土地については、大字杷木林田、議案書記載の通りです。５筆。現況は田となっておりまして、面積につきましては、それぞれの台帳面積がありまして、一部を農振農用地に編入するものです。合計面積としては１，９６２㎡になります。変更目的については、農地改良復旧事業に伴う編入です。場所につきましては、赤谷川下流域の農地改良復旧をしているところになります。場所が分かりにくいですが、大分自動車道下流約３００ｍです。この部分が一部編入になります。もともと、農地として利用するものであり、特に問題はありません。続きまして、番号の２番です。申請土地については、議案書記載の通りです。面積は８９４㎡になります。こちら変更目的については、農地改良復旧事業に伴う編入です。場所については、三連水車の里から黒川の方に向かう道があり、宮園橋を渡って、突き当たって左側に行ったところが編入箇所になります。一部編入箇所が漏れておりましたので、今回黒川中流域のところを編入させて頂きます。こちら農地であり特に問題ははありません。説明は以上です。

議 長

農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第７号は承認とし、市長に通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 １５：１９）